

第3章 旅費

○東総地区広域市町村圏事務組合職員等の旅費に関する条例

〔昭和46年9月27日
条例第8号〕

改正 平成18年1月23日条例第1号

改正 平成20年2月19日条例第5号

改正 平成24年2月24日条例第2号

改正 平成28年2月16日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(規定の準用)

第2条 東総地区広域市町村圏事務組合の職員の旅費に関する規定は、条例等により特別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定に基づき、匝瑳市職員等の旅費に関する条例（平成18年条例第47号。以下「匝瑳市旅費条例」という。）の規定を準用する。この場合において、匝瑳市旅費条例第15条第2項第2号中「千葉県内の市町村」とあるのは「千葉県内の市町村又は茨城県鹿嶋市、潮来市若しくは神栖市」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則（平成18年1月23日条例第1号）

この条例は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成20年2月19日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東総地区広域市町村圏事務組合職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成 24 年 2 月 24 日条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東総地区広域市町村圏事務組合職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 2 月 16 日条例第 11 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。